

後期高齢者医療制度のお知らせ

～ 平成 25 年度の保険料等について ～

■7月に保険料額をお知らせします

平成 25 年度の保険料につきましては、7月に個別にお知らせします。

均等割 【1人当たりの額】 47,709円	+	所得割 【本人の所得に応じた額】 (平成24年中の所得-33万円) × 10.61%	=	1年間の保険料 (100円未満切り捨て)
------------------------------------	---	--	---	--------------------------------

- 年間の保険料限度額は55万円が上限です。
- 所得の少ない人は、世帯主や被保険者の所得に応じて保険料が軽減されます。
- 年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。

保険料のお支払いは、「年金からのお支払い」と「口座振替」を選ぶことができます。口座振替を希望される方は剣淵町役場住民課戸籍年金医療グループにお問い合わせください。

※保険料のお支払いが困難な場合は、剣淵町役場住民課戸籍年金医療グループへご相談ください。災害、失業などによる所得の大幅な減少、その他特別の事情で生活が著しく困窮し、保険料のお支払いが困難な方については、保険料の減免を受けられる場合があります。

■ジェネリック医薬品の利用について

- 医療機関で処方される薬には、新薬(先発医薬品)とジェネリック医薬品(後発医薬品)があります。
- ジェネリック医薬品の処方を希望される方は、医師や薬剤師にその旨を伝えるか、医療機関や薬局の窓口に「希望カード」を提示することによりお願いすることができます。「希望カード」が必要な方は剣淵町役場住民課戸籍年金医療グループまでお問い合わせください。

◆効き目・安全性について

ジェネリック医薬品は、新薬と同等の効果・効能を持ち、厚生労働省の基準を満たしている安全なお薬です。ご希望される場合は、必ず主治医や薬剤師によく相談しましょう。

◆価格について

ジェネリック医薬品を利用すると、お薬代が安くなります。薬によって異なりますが、新薬より3割以上、中には5割以上安くなるものもあります。

お問い合わせ先

*北海道後期高齢者医療広域連合
札幌市中央区南2条西14丁目
国保会館6階
【電話011-290-5601】

*剣淵町役場
住民課戸籍年金医療グループ
【電話0165-34-2121】